

～受けとめて
ください
子どもたちの
メッセージを～

人権ポスターと 人権標語を作りました

「誰にとっても居心地のよいまちや学校に」という願いを込めて市内の子どもたちが、毎年、人権学習の一環として人権ポスターと人権標語の作品づくりに取り組んでいます。今年度担当校の作品の中から各校の1作品を紹介します(敬称略)。

問 人権擁護課(西庁舎)
☎ 77・7036
☎ 77・4101

ポスター

甲西北中学校2年 伊藤 璃音



下田小学校5年 野村 未来



石部南小学校4年 藤崎 美空



甲西中学校2年 竹内 涼緒



標語

「きっとある 仲間のために できること」
「あいさつで 笑顔のバトン つなごうよ」
「ありがとう その一言で 町変える」
「心のきず ぼくがいつしよに なおすんだ」
「ひとのため 気づいたときが 動くとき」

石部小学校5年 裁松 高拓
菩提寺北小学校5年 永良 禮章
三雲東小学校5年 小谷 真結
岩根小学校5年 園 優里
日枝中学校2年 東 光太郎

消費者
悩みの相談室

「1回だけのお試し」の
つもりが…

SNSの広告のリンク先から9割引のダイエット食品の「お試しコース」を申し込んだ。しばらくして2回目の商品の発送通知メールが届き、4回の定期購入契約であったと知った。「2回目以降は解約したい」と事業者に申し出たところ、断られた。広告では定期購入契約だとは分からなかった。

インターネットで4回定期購入の健康食品を購入した。4回目購入後、解約の電話をかけ続けているがつながらない。最近5回目の商品が届いた。メールをしても返信がない。



消費者庁イラスト集より

1回だけの「お試し」のつもりで健康食品を注文したら、定期購入の契約になっていたというトラブルの相談が急増しています。法律が改正され、平成29年12月1日以降の契約では、「注文時の最終確認画面に定期購入契約であればその旨とその主な内容(引渡し回数、各回の支払い金額と総支払い金額など)が全て表示されていない場合は、行政処分の対象になるおそれがある」と広告規制が厳しくなりました。「お試し」「全額返金保証」などの目に付く言葉に飛びついて、すぐに申し込みをせず、最後まで広告をよく読みましょう。購入や返品の商品などを十分理解し、納得してから申し込むことが大切です。さらに、広告画面は変更される場合があるので、注文の際はトラブル防止のため必ず画面を保存しておきましょう。

問 消費生活センター(東庁舎)

☎ 71・2360
☎ 72・3788